

○うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程

平成17年4月1日

告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務委託の契約についての競争入札参加資格及び指名競争入札に付す場合の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加者の要件)

第2条 建設工事の競争入札に参加することができる者は、次の各号の審査に合格したものでなければならない。

(1) 入札参加適格審査

(2) 工事施工能力審査

(入札参加資格審査申請書の提出)

第3条 前条に規定する審査(以下「資格審査」という。)を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、指定された期日までに市長に提出するものとする。

2 資格審査は、2年に1回定期に行うものとする。

3 うるま市内に本店がある者について、新規に資格審査を受けようとする者は、前項の規定による定期の資格審査を行わない年度においても随時、入札参加資格審査申請書等を提出することができる。ただし、市長が指定する期日までに提出するものとする。

(入札参加適格審査)

第4条 第2条第1号に規定する入札参加適格審査は、次に掲げる事項について、その適格性を審査する。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条に規定する許可を受けた建設業者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(工事施工能力審査)

第5条 第2条第2号に規定する工事施工能力審査は、法に規定する業種ごとに行い、土木工事、建築工事、電気工事、管工事及びその他工事については、その結果を別表に定める等級に格付する。ただし、競争入札に参加しようとする者の少ない業種については、等級の格付を行わないことができる。

2 前項の審査方法は、客観的事項の審査及び主観的事項の審査により行う。

(1) 客観的事項の審査については、法第27条の23第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事が作成する建設業者の経営事項審査結果に基づくものとする。

(2) 主観的事項の審査については、次に掲げる項目ごとに、市長が別に定める基準に基づき算定するものとする。

ア 本市が発注する建設工事の工事成績

イ 指名停止の状況

ウ 技術者の雇用人数

エ その他市長が必要と認める加点又は減点の要素

3 第1項の規定による等級格付（以下「等級格付」という。）は、前項の客観的事項と主観的事項を合計した総合点数により、うるま市建設工事等競争入札参加資格審査委員会において、決定する。

（名簿の登録）

第6条 入札参加資格審査申請書の提出を受けたときは、入札参加資格を有するものと認められる者（以下「有資格者」という。）については、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 名簿は、総務部契約検査課に保管する。

3 名簿の有効期間は、登録の日から次期の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

（審査結果通知）

第7条 名簿に登録した有資格者に対しては、審査結果通知書を交付するものとする。

（名簿の公表）

第8条 市長は、前条の審査結果通知書を交付した後、業種別及び等級別に名簿に登録された有資格者について、次に掲げる事項を一覧表により、速やかに公表する。

- (1) 名称又は商号
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者名
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 名簿の公表は、総務部契約検査課において行うものとする。
- 3 名簿の公表期間は、第1項の規定による審査結果通知後から次期の定期の審査に基づく登録の日の前日までとする。
- (変更届出書の提出)

第9条 名簿に登録された有資格者は、その登録内容又は関係書類等に変更があったときは、速やかに、入札参加資格審査申請書変更届出書（以下「変更届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 名簿に登録された有資格者のうち、うるま市内に本店がある者については、市長が指定する期間において、主要業種の変更又は希望業種の追加に係る変更届出書を提出することができる。

(入札参加者)

第10条 指名競争入札参加者は、名簿に登録した有資格者とする。ただし、当該等級該当者が少数である場合、その他必要がある場合においては、当該等級を基準とし1級上下の等級該当者による競争入札の方法によることができる。

(指名競争入札に関する指名)

第11条 等級区分に対応する工事については、第5条に規定する当該等級該当者の中から指名する。ただし、これにより難しいときは、当該等級を基準とする1級上下の等級該当者から指名することができる。

- 2 工事の特殊性その他特に必要がある場合は、発注標準金額に格付けされた当該等級にかかわらず、名簿に登録した有資格者のうちから指名することができる。
- 3 指名を受け事前に入札を辞退した者は入札者の意思として認めることとし、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 4 建設工事の適正な発注及び効率的な執行その他中小建設業者の保護、育成等を図るため、工事の内容等を考慮して工事ごとに共同企業体を自主結成させて工事を発注することができる。

- 5 共同企業体の構成員の数は、2又は3業者とする。ただし、大規模な工事その他市長が特に必要と認めるときは、構成員の数を、うるま市建設工事等指名業者選定委員会において決定することができる。
- 6 建設工事に係る構成員の等級格付がなされている場合の組合せは、最上位等級に属する者のみの組合せ又は最上位等級に属する者及び第二等級に属する者の組合せとする。ただし、うるま市建設工事等指名業者選定委員会が必要と認める場合は、この限りでない。
- 7 指名を受けた者の入札の辞退等によって共同企業体を結成できないときは、指名業者の追加を行うことができる。

(準用規定)

第12条 第2条第1号、第3条、第4条第2号、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条第4項から第7項までの規定は、測量、建設コンサルタント等業務委託について準用する。

(申請書様式等)

第13条 この規程による申請書様式等その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月28日告示第91号)

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月19日告示第58号)

この告示は、平成23年5月20日から施行する。

附 則 (平成28年2月22日告示第20号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月28日告示第37号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月11日告示第37号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月25日告示第41号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第70号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分 等級	土木工事 工事金額	建築工事 工事金額	電気、管 工事金額
A級	5,000万円以上	8,000万円以上	1,500万円以上
B級	5,000万円未満	8,000万円未満	1,500万円未満
	2,500万円以上	3,000万円以上	
C級	2,500万円未満	3,000万円未満	—
D級	—	—	—